

○本宮市地方就職学生支援金交付要綱

令和 6 年 10 月 1 日

告示第 117 号

(趣旨)

第 1 条 本宮市は、ふくしま創生総合戦略及び本宮市第 2 次総合計画に基づき、東京圏(埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。以下同じ。)の大学を卒業した学生の本宮市への移住を伴う県内就職を支援するため、福島県と共同して行う本宮市地方就職学生支援事業において、東京圏内の大学を卒業して、本宮市に移住する見込みの者が、地方就職学生支援金(以下「支援金」という。)の支給要件を満たした場合に、予算の範囲内において支援金を交付することとする。支援金の交付については、福島県移住支援事業・マッチング支援事業・地方就職学生支援事業及び起業支援事業実施要領、その他法令等に定めるところによるほか、この要綱に定めるところによるものとする。

(交付金額)

第 2 条 支援金の額は、15,000 円とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該各号に定める方法により算出した額と 15,000 円とを比較して少ない方の額とし、支援金の額に小数点以下の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。

- (1) 福島県外(合理的な場所に限る。)での採用選考の場合は、往復に要した交通費の実費負担額に 2 分の 1 を乗じて得た額
- (2) 就業先企業が就職活動にかかる交通費の一部を負担している場合は、往復に要した交通費の実費負担額から企業負担額を差し引いた額に 2 分の 1 を乗じて得た額

(交付回数)

第 3 条 1 人につき 1 回を限度とする。

(対象者要件)

第 4 条 申請時において、次に掲げるすべての要件を満たす申請者を対象とする。

(1) 移住等に関する要件

次に掲げるすべての要件を満たすこと。

ア 移住元に関する要件

次に掲げる事項のすべてに該当すること。

(ア) 大学の卒業年度において、東京都内に本部がある条件不利地域(過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和 3 年法律第 19 号)、山村振興法(昭和 40 年法律第 64 号)、離島振興法(昭和 28 年法律第 72 号)、半島振興法(昭和 60 年法律第 63 号)又は小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和 44 年法律第 79 号)の指定区域を含む市町村(政令指定都市を除く。)をいう。以下同じ。)を除く東京圏内のキャンパスに在学(原則学部 4 年生以上)し、当該大学を卒業する見込みであること。

(イ) 大学の卒業年度において、条件不利地域を除く東京圏内に継続して在住していること。

イ 移住先に関する要件

次に掲げる事項のすべてに該当すること。

(ア) 福島県内に所在する企業に就職することが内定していること。ただし、大学の卒業年度の 6 月 1 日以降の採用選考(オンラインによる選考を除く。)で、大学の卒

業年度の10月1日以降の内定に限る。

- (イ) 卒業後に上記内定企業に就職し、本宮市に移住し、転入日から5年以上継続して本宮市に居住する意思を有していること。

ウ その他の要件

次に掲げる事項のすべてに該当すること。

- (ア) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。
- (イ) 日本人である、又は外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。
- (ウ) その他、福島県又は本宮市が支援金の対象として不相当と認めた者でないこと。

(2) 就業に関する要件

次に掲げるすべての要件を満たすこと。

ア 就業先に関する要件

次に掲げる事項のすべてに該当すること。

- (ア) 勤務地が福島県内に所在すること。
- (イ) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和22年法律第122号)に定める風俗営業者でないこと。
- (ウ) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する法人等でないこと。
- (エ) 官公庁等(第三セクターのうち、地方公共団体から補助を受けている法人を除く。)でないこと。
- (オ) 就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人等でないこと。

イ 就業条件等に関する要件

- (ア) 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業する見込みであること。
- (イ) 福島県内への勤務地限定型社員として採用予定であること。

(3) 採用選考に係る移動方法に関する要件

鉄道、軌道、バス、航空機又は船舶等、所定の運賃の支払いを要する公共交通機関を利用した移動に限る。

(交付の申請)

第5条 支援金の申請者は、大学の卒業年度の2月20日までに、本宮市地方就職学生支援金交付申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 本宮市地方就職学生支援金の交付申請に関する誓約事項(様式第1号の別紙1)
- (2) 福島県地方就職学生支援事業及び本宮市地方就職学生支援事業に係る個人情報の取扱い(様式第1号の別紙2)
- (3) 内定証明書(様式第2号)
- (4) 在学証明書(卒業する学年であることが確認できるもの。学年の記載がない場合は、発行済みの証明書に、証明者により加筆、捺印(公印)をすること。)
- (5) 本人確認書類
- (6) 交通費の領収書等
- (7) 移住元の住所を確認できる書類(住民票又は賃貸住宅等の賃貸借契約書等、卒業年度

の複数月の家賃の支払いが確認できる書類及び卒業年度の複数月の公共料金の領収書等)

(8) 支援金の振込先金融機関が確認できる書類

(9) その他市長が必要と認めて指示する書類

(交付決定の通知)

第6条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、支援金を交付することが適当と認めるときは、速やかに本宮市地方就職学生支援金交付決定通知書(様式第3号)により、当該申請者に通知するものとする。

2 市長は、審査の結果、支援金の交付を不適当と認める場合、又は予算上の理由等により当該年度における支援金の交付ができない場合は、その旨を当該申請者に通知するものとする。

(支援金の交付請求)

第7条 前条第1項の規定による通知を受けた申請者は、支援金の交付を受けようとするときは、本宮市地方就職学生支援金交付請求書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

(支援金の交付)

第8条 市長は、前条の規定による請求書の提出があった日から、30日以内に支援金の交付を行うものとする。

(交付決定通知書の再交付)

第9条 申請者が補助金の交付決定を受けた後、紛失等の理由により交付決定通知書の再交付を必要とするときは、本宮市地方就職学生支援金交付決定通知書再交付願(様式第5号。以下「再交付願」という。)を市長に提出しなければならない。

(再交付決定及び通知)

第10条 市長は、前条に規定する再交付願を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、速やかに本宮市地方就職学生支援金交付決定通知書(再交付)(様式第6号)により、申請者に交付する。

(報告及び立入調査)

第11条 福島県及び本宮市は、福島県地方就職学生支援事業及び本宮市地方就職学生支援事業が適切に実施されたかどうか等を確認するため、必要があると認めるときは、福島県地方就職学生支援事業及び本宮市地方就職学生支援事業に関する報告及び立入調査を求めることができる。

(返還請求)

第12条 市長は、支援金の交付を受けた者(以下「支援金の受給者」という。)が次の区分に応じた掲げる要件に該当する場合、支援金の全額又は半額に相当する額の返還を請求する。ただし、雇用企業の倒産、災害等のやむを得ない事情があるものとして福島県及び本宮市が認めた場合はこの限りではない。

(1) 全額の返還

ア 虚偽の申請であることや居住や就業の実態がないこと等が明らかとなった場合。

イ 申請日から1年以内に第4条第2号に規定する要件を満たす職への就業を行わなかった場合。

ウ 申請日から1年以内に本宮市に転入しなかった場合。

エ 就業日から1年以内に第4条第2号に規定する要件を満たす職を辞した場合。ただし、退職日から3か月以内に第4条第2号に規定する要件を満たす別の企業に就業する場合を除く。

オ 転入日から3年に満たない期間に本宮市以外の市区町村に転出した場合。

(2) 半額の返還

転入日から3年以上5年以内に本宮市以外の市区町村に転出した場合。

(継続就業及び変更内容等の報告)

第13条 支援金の受給者は、就業日から1年を経過した日までの継続就業について、事業主が発行する就業証明書により、市長が定める日までに報告しなければならない。

2 支援金の受給者は、就業日から1年以内に第4条第2号に規定する要件を満たす職を辞そうとする場合、転入日から5年を経過する日までの間に、本宮市から転出しようとする場合、又はその他支援金の支給要件に関し変更が生じる場合は、変更内容等報告書(様式第7号)を市長に提出しなければならない。

(雑則)

第14条 この告示に定めるもののほか、支援金の交付に必要な事項は、福島県と本宮市が協議して別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。